

社会福祉法人 清水あすなろ福祉会

法人だより

福祉情報を発信します

風の子保育園・あすなろの家・ともの

No.6 平成28年9月20

静岡市清水区山原 871-2
Tel 054-363-2046

福祉のあり方—法人の役割を考えるため…

あすなろ福祉会
理事会で **学習会を開催!**

障がいのある方の暮らしと福祉について学ぶ

問題提起 理事・ともの家施設長

滝戸 恵美

障がいのある人の普通の暮らし

～地域で働き暮らす～

□「かわいそうな人」…??

□私たち抜きに私たちのことを決めないで



▷▷なぜ福祉を学習? ……何が足りないか? 今後の方向性は?

私たちは、法律・福祉制度に則り、困っている人を支援する福祉の仕事をしています。

しかし、法や制度は十分でないばかりか、適切であるとも限りません。時代、時代が変わってきました。特に介護保険が施行された頃より、国の責任としての福祉が国民全体で支える「助け合い」に変わりました。

福祉に携わるものは、制度の限界も念頭に、利用者の声・私たちの願いをあげながら、常によりよい業務を考えていくことが大切であると考えています。

▷▷障がい者の福祉は? 「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

障がいのある方は「福祉」以前の熾烈な差別に苦しめられ、悲痛な叫びで、本当に少しずつ、国の理解と支援を勝ち取ってきた歴史があります。

そして、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」が繰り返され、2006年、障がい者のことを考える規範としての「障害者権利条約」が国連で採択されました。

日本でも、140番目の締結国としてようやく2014年に同条約を批准。それに向けて、2011年に障害者基本法が改正、2013年に障害者差別解消法が制定されました。



理事会学習会—障がいのある方の暮らしと福祉

障がいがあっても、自分の意思で暮らしたい！



理事会は、福祉各分野についての理事の認識を深めるため、順次学習会を開催することとし、その第一回として、7月23日の第2回理事会で障がい福祉についての学習会を開催いたしました。

法人の障がい者施設・ともの家施設長 滝戸理事が問題提起者となり、NHKが特集した障がい者福祉の歴史のビデオを見た上で、到達点としての現状と、ともの家の役割等が説明され、疑問や感想を含めた意見交流で理解を深めました。難しい点も多くありますが、ポイントをお知らせいたします。

なお、障害の「害」の表記は、いろんな意見がありますが、現時点では「障害」の表記は適切ではないと判断し、法人としては法律名等以外は「障がい」と表記いたします。

NHK報道番組

「共に暮らせる社会を求めて」のビデオを見て 繰り返された熾烈な差別の歴史

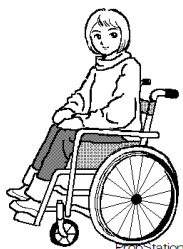
戦後、傷痍軍人への支援で始まった障がい者福祉の歴史が紹介されました。そこでは、人として扱われなかった熾烈な差別、悲痛な声を受けて始まった国の福祉はコロニーなど隔離的な政策に移行、重い障がいのあるわが子を殺した親が社会的な同情を反映して無罪に「自分たちは殺されても仕方がないのか」という障がい者自身の叫び、不自由な全身で差別の撤廃を訴える脳性マヒの男性、次々と映し出される映像は、障がい者の置かれてきた現実を私たちに示しています。

世間の目：「かわいそう」…？…

障がいを持つ方に対する世間の目は、やっぱり、同情ではありますがちょっと上から目線の「かわいそう」が当たり前で、そう言われると、私はプッチンと切れちゃいます。

障がいの 障がいがあっても、 ある人の願い 自分の意思で暮らしたい

当事者の願いとして、家族の都合で「療育センター」に入れられた女性の言葉があります。「私は別にこれ以上髪を伸ばそうという気はない。が、言うことを聞いて切ろうとは思わない。切るときは自分の意思で切ると決めている。自分の意思なくして切った時ほど悲しいことはない。」



彼女は、単に自分の意思で暮らしていきたく

いんだということを訴えています。

「自分の意思で暮らす」とは、どこに住むか、いかに住むか、どうやって生活を賄うかを選択する自由です。

ともでは「温情主義」にならないよう —意志決定の支援を—

日本の障がい者福祉を切り開いた糸賀一雄さんの思想で、「この子らを世の光に」というのがあります。この子らに光をあてるのではなく、この子らを磨きかけることで、親も救われ、社会も浄化されるという考えです。

それから、子育てのなかでもあると思いますが、「あなたは未熟だから、私たちの言うことを聞いていればいいんだよ」というパターンリズム(父親的温情主義)にならないよう、日々気をつけています。

働くことへのこだわり、獲得するもの —必要とされることの大切さ—

働くことで社会につながる、工賃をもらえることは大事です。さらに、人とつながること、役に立つ—必要とされることも大事です。

「この人いないと、今日困るじゃん」ということが、ともでは普通の会話の中にあります。

又、働くことで見通しをもって次にやることを想像する力、コミュニケーション力も獲得できます。

ですから、ともでは働くことにこだわっているのです。

障がいがあっても、 「他の者と平等に暮らせる支援を —日本も障害者権利条約を批准—

障害者自立支援法の利用者応益負担に反対する訴訟が全国で起こり、国は非を認めて「障がい者参画」の上での見直しが約束されました。（実際は総合支援法という名になっただけで、具体的内容はほとんど見直されていません）

「私たち抜きに、わたしたちのことを決めないで」が繰り返される中で、国連が障害者権利条約を採択。それから10年、2014年には日本もようやく批准しました。

ここでは、「他の者との平等を基礎として」を実現することを目指し、日本でもバリアを取り除く「合理的配慮」の対応を求める「障害者差別解消法」が施行されました。



私たちの役割は

…「地域で普通に暮らしたい」

障がい者の思いを実現する支援を

滝戸理事の話の後、疑問や思いを出し合い、意見交流のなかで、障がい者福祉への思いや認識を深め合い、ともの役割も確認しました。



「かわいそう」…にも一歩進んで説明 「1日でも長く生きなければ」にピリオドを！

「かわいそう」の言葉は、“上から目線”でカチンとくるが、もちろん全て反発するわけではなく、それで終わらせないよう一歩進めて、障がい者の暮らしや支援について説明するよう努めていることが説明されました。

障がいをもった方が亡くなったとき、悲しみは当然だが、親が先でなくてよかった、という言葉も普通に聞く。ご家族の「1日でも長く生きなければ」にピリオドを、と願っています。

精神疾患をもった娘さんが、「お仕着せの親

切が本当に苦しかった、普通の女の子として扱ってくれた隣のおじさんとおばさんが一番うれしかった」と言っていた様子も話されました。

ともの役割・大切さを再認識！

その他、出生前診断での障がいリスクの診断、障害者の「害」の表記、障がい者を最初にガス室に送り込んだナチスの話、意志を表現できない障がい者に手を貸したいときどうすればいいのか？などの話が出された。

最後に、ともの日常や、職員たちと仲間との関係も話され、障がいをもった方にとってのともの役割の大切さが再認識され、障がい者の願いを実現するため、一層の支援に努力する思いが語られました。

相模原 障がい者殺傷事件を考える 名前が公表されないことに思う

理事長 杉井 則夫

先ごろの山百合園殺傷事件はショッキングな事件でした。犯人の精神状態などは今後明らかになると思いますが、伝えられている動機で「重度の障がい者は社会に置いてはおけない」は、対象が高齢者を含む社会的弱者のすべてが対象になりうるわけで、看過できない問題です。

そして、私にとって事件そのものと同時に、気になることがあります。19人の方が亡くなっているのに、全員がすべて匿名だったことです。家族の強い希望ということだそうですが、長いこと社会から隔離された施設にひっそり暮らし、亡くなくても名前すらも明らかにされないとは何とも切ないことです。

彼らには人間としての尊厳も認められなかったということですか？

障がい者とその家族を取り巻く社会環境の厳しさを如実に物語っていることではあるのですが、私はハンセン氏病の療養園を想起してしまいます。

私は港まつりの総踊りでともの仲間が楽しそうに踊りの列の中でリズムに乗って踊っている姿を目にして、この事件との違いを考えてしまいました。障がいがあっても普通に社会の中で暮らせることを目指し、障がい者に対する社会的差別禁止を名前だけのものにしたための努力は、障がい者とその家族を含めた社会の全員の努力によって切り開かれていかなければならないと強く思いました。

改正「社会福祉法」を考える

国の福祉向上の責任を、社福法人に丸投げで押しつけ！

憲法第 24 条 2 項：「国は～、社会福祉～の向上及び増進に努めなければならない」

今年の 4 月 1 日から社会福祉法の一部改正が施行され、来年 4 月 1 日から本格運用が開始されます。特に重要と思われることに絞って問題点を考えてみました。

そもそも「社福法人は儲けすぎ」か？

今回の法改正の根底に、一部「社会福祉法人の儲け過ぎ」という批判があり、そのことに対処するということが大義名分となっています。その根拠として言われたのが「内部留保が多すぎる」ということです。

そもそも、これまで社会福祉法人における内部留保の定義すら定まっておらず、一般の株式会社等における内部留保と社会福祉法人の内部留保を同一視したものです。今回の法改正で定義された社会福祉法人における内部留保の定義に照らしてみれば批判は当たらないケースが大半ではないでしょうか。

—内容は……

福祉向上の責任を

社福法人に丸投げで押し付け！

内容は多岐にわたっていますが、特に「地域における公益的な取り組みを実施する責務」として、「社会福祉事業または公益事業を行うにあたり日常又は社会生活上支援を要する者に対する無料または定額の料金で福祉サービスを提供する」ことを責務として規定したことです。

これは、憲法第 24 条 2 項に規定された「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されていることを、社会福祉法人に丸投げし、国



の責任を放棄するものと批判されても仕方のないことでしょう。

この根底にあるのが、「社会福祉法人は儲け過ぎという」批判を利用した押しつけに他ならないと考えます。国会質疑ではこれは義務ではなく責務だと答弁していますが、義務と責務とどう違うのか広辞苑で調べても定かではありません。



本部機能強化の運営原資は？

法人の本部機能強化が、今回の法改正で強く求められています。趣旨に反対するものではありませんが、これまで赤字事業部門から法人本部への資金移動はできないと監査で指導されてきました。不安定な寄付金だけでは安定した本部運営ができないことは明白です。

中途半端な評議員会の責任

今回の改正で評議員会が理事会の上部に位置付けられました。問題は幾つもありますが何よりも年一回の開催が法的に義務付けられただけの評議員会に責任の取りようなどないことは明白です。

一部の事象だけを見て全体を見ようとしていない今回の「改革」に実効性を期待できるのでしょうか？

8/20 あすなろの家・納涼祭

地域の皆様にはご協力ありがとうございました

